

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州がシドニー大都市圏の感染多発地域指定を解除（２月１日（月）午前１時より）

●２８日、クイーンズランド（ＱＬＤ）州政府は、２月１日（月）午前１時にニューサウスウェールズ（ＮＳＷ）州シドニー大都市圏を、ＱＬＤ州が指定する感染多発地域（ホットスポット）から解除する旨発表しました。

●これにより、２月１日午前１時以降、ＱＬＤ州が指定するホットスポットはなくなり、豪州全域からＱＬＤ州への入州が可能となり、隔離及び入州許可証も不要となります。

●ただし、過去１４日以内に、ニュージーランドを含む海外に滞在していた場合の制限（州政府指定施設での自己負担による１４日間の隔離等）は継続されます。

本発表の内容については、以下（英文のみ）をご覧ください。

（１）州政府ＨＰ

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

（２）州首相 Twitter

<https://mobile.twitter.com/annastaciamp>

現行（２月１日（月）午前１時まで）のシドニー大都市圏に関する規制については、昨年１２月２０日付の以下の当館領事メールもご参照下さい。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus20122020.pdf>

過去１４日以内に海外滞在歴がある場合の制限の詳細については、以下の州政府ＨＰ（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/quarantine-for-persons-arriving-from-overseas>

また、本件に関する州首席医務監指令（海外からの入州者に対する検疫指令第３号）については以下の州保健省ＨＰ（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/quarantine-for-international-arrivals-direction>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録され

た メールアドレスに自動的に配信されています。

〈問い合わせ先〉

在ブリスベン日本国総領事館

住所:Level [17, 12 Creek Street, Brisbane](#) QLD4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(「たびレジ」良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/fq.html>